

堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定 期 監 査（工事監査）	
監 査 実 施 期 間	令和 5 年 12 月 21 日～令和 6 年 3 月 26 日	
措置を講じた部局等	環境局	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課
8 東工場第二工場空気圧縮機ほか改修工事 本工事では、更新する空気圧縮機と冷却水配管の接続について、現場でねじ山を切削して配管を接続する、ねじ接合としているが、配管を接続したのちに露出したねじ部の鉄面に、さび止め塗装が行われていなかった。	本工事におけるねじ接合の施工箇所を全て確認したところ、4 か所でさび止め塗装が行われていないことを確認しました。これらについて直ちにさび止め塗装を行い、令和 6 年 3 月 5 日に完了しました。 本施工不良に至った原因は、施工業者がさび止め塗装を施工したものと誤認したこと、また、本市監督員による確認が遺漏したことによるものです。 今後は、施工業者に対し、公共建築工事標準仕様書（国土交通省）に基づいた確実な施工を指導し、本市監督員においては工事監理及び施工管理上のチェックポイントをまとめた「機械設備工事施工チェックシート」（一般社団法人公共建築協会）に沿った確認漏れのない工事監理を行います。このことは、令和 6 年 3 月 13 日に所属長から課員に口頭で周知しました。	環境事業部 クリーンセンター東工場